

が集中した地域を重点復興地域（地域指定は3月中の予定）に指定します。

② 促進地域内に建物を建てる場合には、建築確認申請をする30日前までに建築内容を届け出ることを義務付ける。

ただし、震災復興促進地域では、2階建てまでの木造・鉄骨造りなど一部の建築物は対象から除かれます。

資料

〔資料1〕

阪神大震災被災者救済のための緊急提言について

大阪弁護士会常議員有志の間で、阪神大震災被災者救援対策の一環として、被災地の弁護士会として至急に建設的な提言をなすべきであるという発議がなされ、地震110番、法律相談Q & Aの作成、現地における法律相談、義援金の募集等の救援活動とは別に「阪神大震災被災者救済のための緊急提言」を行うことになりました。

1月26日から、2月5日深夜にかけ、理事者、常議員の有志と司法、人権、公害、消費者委員会の正副委員長等20数名のチームで被災地における相談等の実経験を踏まえ、長時間にわたる数回の全体討議と、これに勝る回数の個別討議を経たうえ同月6日午前中に本提言の作成を完了しました。

本提言は、出来得れば近弁連の名において行いたいと考えておりましたが、手続き的に各会の合意をとり纏める時間的余裕がないため、大阪弁護士会の会長声明として行うこととしました。直ちに大阪高裁、地裁、家裁、大阪高検、地検、法務局、大阪府、大阪市等に持参し、同日午後司法記者クラブにおいて発表しました。

続いて、同月8日、9日にわたり会長、副会長同道して上京し、内閣、衆参両院議長、最高裁、法務省、日弁連に持参して執行しました。内閣においては、同月9日に石原官房副長官等立会のもと、約25分にわたって村山首相に説明のうえ、質問にお答えしました。

大阪弁護士会
会長 加藤幸則

〔資料2〕

阪神大震災被災者救済のための緊急提言

平成7年2月6日

大阪弁護士会
会長 加藤幸則

阪神大震災では、兵庫県、大阪府ほか被害地域において甚大な被害が発生しました。その内容は、死者5,250人、行方不明者6人、負傷者26,804人、家屋損壊107,610件（H7.2.5警察庁調べ）の大規模な被害に達しております。

地震発生から半月以上経ったいまなお、被災者は住居、食事、医療などあらゆる生活面において極めて困窮した状況下にあります。

震災発生後直ちに、日本弁護士連合会では「日弁連・阪神大震災緊急対策本部」、また近畿弁護士会連合会では「近弁連・阪神大震災緊急対策本部」を設置するとともに、各地における無料法律相談及び地震に関する電話110番を実施いたしましたが、多数の相談が殺到し、被災者が深刻な法律問題、社会的・経済的危機に直面し、近い将来に深刻な法律紛争が大量に発生することが予測されることとなりました。

被災者が直面している法律問題は、借地法・借家法関係、住宅・マンション関係、相隣関係、建築請負関係、損害賠償関係、ローン等の債務関係、破産、雇用関係、身分関係など、生活関係全般にわたっております。さらに、これから都市復興のための特別立法が制定され、土地区画整理事業、市街地再開発事業等が実施され、また罹災都市借地借家臨時処理法の施行がなされることになったことを併せ考えますと、大多数の被災者に生じる、

〔資料2〕 阪神大震災被災者救済のための緊急提言

広範囲の法律分野での深刻な法律紛争が与える社会的影響は計り知れないものがあります。

これらの法律紛争を迅速、適切に解決するため、大阪弁護士会では、先ず、第一に「罹災都市臨時調停措置」の提案を行うものであります。

また、被災者は、家族の死亡、家屋の倒壊・火災、家財の喪失、失職等の被害により極めて深刻な社会的・経済的危機に直面しております。被災者の人権を擁護するために、早急に、その困窮生活を解消する救援策が講じられるべきであり、同時に、資金援助や債務の減免などの財政的、法律的援助の決定をし、被災者の生活関係を安定させて、その精神的不安を取り除くことが肝要であります。

さらに、今後実施される土地区画整理、市街地再開発等の都市復興においては、被災者の人権及び財産権の保護を基本におきながら、地域住民の快適な居住環境を形成するための「人間を中心とした新しい町づくり」がなされなければなりません。

この見地から、第二に「被災者救済、都市復興のための緊急措置」の提案を行うものであります。

大阪弁護士会では、日弁連、近弁連の「阪神大震災緊急対策本部」の救援対策として既に開始した被災者救援活動のほか、今後全国的な経済的・社会的・文化的活動においてその発生が予測される第四次被害に対処するために、弁護士会全体の知識とエネルギーを集約して、被災者救済、都市復興のための活動を継続するとともに、政府、国会、裁判所、自治体、マスコミ、財界、市民団体、専門家など社会各層に、被災者救済と都市復興のために全力を尽くすことと、相互協力をを行うことを呼びかけるため、本緊急提言を行うものであります。

「罹災都市臨時調停措置」の提案

被災者の直面する法律紛争は、広範囲な生活関係の全般にわたって発生するうえ、極めて深刻な内容をもつものであります。

これらの紛争は、当事者が自ら招いたものではなく、天災により余儀なくされた法律紛争であります。しかも、ともに地震被害者である被災者間での紛争、あるいは被災者と被災者の救済事業を行うべき自治体等間の紛争でもあり、現行法や従来の法解釈だけでは、真の救済はできない性質をもっております。さらに、その解決に時間要した場合は、地域の人間関係を破壊するなど極めて深刻な社会的影響を持つものであります。

ただでさえ精神的打撃の大きい被災者が、訴訟によって費用、時間、労力面で多大の負担を余儀なくされた場合は、決定的なストレスを受けることになります。これらの深刻な被害は、なんとしてもその発生を回避しなければなりません。

ちなみに、大正12年の関東大震災においては、東京市内に10数カ所の「借地借家法調停委員会出張所」を増設し、震災後3ヶ月に2千件もの調停成立があったことが報告されていますが、借地借家問題だけでなく、阪神大震災によって発生する多数の法律紛争を司法的に解決するためには、神戸地方裁判所管内の裁判所だけでは、その物理的、人的容量からみて、長期間の時間を要するのではないかと危惧されます。

また、ともに地震による深刻な被害を受けた被災者間の法律紛争については、訴訟によるよりは、調停による互譲的解決を行うことが妥当であり、それが地域の新しいコミュニティの形成のためにも望まれます。調停においては、国及び自治体との連絡を緊密にすることによって行政的救済策を要請し、あるいは新立法による解決方法を視野にいれることも可能になり、なによりも裁判官及び調停委員の法律的識見によって、法の精神に基盤

〔資料2〕 阪神大震災被災者救済のための緊急提言

置いた公正な解決が図られるのであります。

以上の見地から、大阪弁護士会は「罹災都市臨時調停措置」の実施を提案するとともに、被災者のための法律紛争の迅速な司法的解決のための仕組みを確立することを目的として、裁判所、法務省、自治体その他の関係機関に対して、直ちに協議に入ることを申し入れるものであります。

第1 罹災都市臨時調停措置の実施の提案

- 1 阪神大震災を原因とする民事調停事件（阪神大震災民事調停事件と略称する）の土地管轄を、神戸地方裁判所管内の簡易裁判所だけでなく、大阪地方裁判所、京都地方裁判所、岡山地方裁判所など近隣府県の裁判所管内の簡易裁判所も管轄裁判所とできる旨の、特別時限立法を行う。
- 2 各管轄裁判所は、必要な裁判官の確保を行うとともに、必要な調停委員を確保する。

大阪弁護士会は、必要数に応じた弁護士を調停委員として推薦し、調停委員の確保に協力し、各単位弁護士会にも協力の呼びかけをする。

- 3 各管轄裁判所は、自治体に協力を要請するなどして、必要な調停室を確保する。

大阪弁護士会は、本年2月に購入予定の新館の一部を、上記調停室として提供し、調停室の確保に協力する用意がある。

- 4 各管轄裁判所は、連絡を緊密にしたうえ、被災者の避難先を考慮するなど当事者の便宜を尊重して、民事調停法第4条但書の移送の規定を運用し、阪神大震災民事調停事件の適正な配分を行う。
- 5 阪神大震災民事調停事件についての、手数料その他訴訟費用の減免について、特別時限立法を行う。
- 6 財団法人法律扶助協会は、被災者に対して、法律扶助を積極的に適用する。

上記財源を確保するため、財団法人法律扶助協会及び日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会は、会員に寄付を要請するとともに、政府、自

治体に補助金の交付を要請する。また、広く社会に対して、寄付を要請する。

7 大阪弁護士会は、阪神大震災民事調停事件など、被災者を依頼者とする法律事務について、会員に対して、報酬規定の報酬減額条項の運用並びに法律扶助制度の活用を働きかけ、各単位弁護士会に対しても協力の呼びかけをする。

8 調停委員会は、阪神大震災民事調停事件について、集中審理方式をとり、迅速な解決を図る。

集中審理方式の実現は、例えば、夏期休暇を利用しての調停室の確保、裁判官、書記官など人的要員の確保と調停委員の活動により可能となる。

9 調停委員は、その法律的識見に加えて、日弁連・近弁連「阪神大震災緊急対策本部」の実施する研究活動、研修活動による成果を積極的に活用し、事件の公正な解決による調停の成立に努力する。

第2 阪神大震災被災関連訴訟事件についての特例措置

1 訴訟管轄、訴訟費用減免、法律扶助、弁護士報酬減額等の措置については、「罹災都市臨時調停措置」と同一の方式を実施する。

2 訴訟は集中審理方式で行う。人員的には、夏期休暇を利用して、全国の裁判官、書記官等必要人員を動員して、審理を行うことで可能になるし、また調停において、事实上、当事者の主張、立証活動を行い、これを訴訟に採用することにより、審理の促進が可能となる。

被災者救済・都市復興のための緊急措置の提案

弁護士会の実施した法律相談において、被災者の受けた甚大な被害の実情と、被災者の直面する法律問題及び経済危機が明らかになりました。被災者は極めて困窮した生活を強いられているうえ、深刻な精神的不安に襲われており、その救済が遅れた場合は、被災者の生存意欲の喪失、家庭の

〔資料2〕 阪神大震災被災者救済のための緊急提言

崩壊、友人・取引関係者その他人間関係の破壊を招き、阪神大震災の第四次被害として、重大な社会不安が発生することになります。

平常時の法律関係、経済関係を前提とした現行法及び法解釈だけでは、被災者の直面する生活関係全般にわたる法律問題、社会的、経済危機を解決することは困難であり、被災者救済のための広い視野をもった包括的、統一的な被災者救済特別立法、行政措置によらなければ、不十分、不適切な対策しか講じることができないことは明らかでありますから、少なくとも被災者の生活基盤に関する諸問題については、緊急に具体的対策が立てられなければなりません。

また、現在国、自治体において、都市復興を目指した特別立法と都市計画の策定が行われておりますが、上記都市計画は、単に経済面に重点をおいた計画ではなく、被災者の救済、被災者の人権と財産権の保護を基本とした十分な配慮がなされ、地域住民の快適な居住環境を保障した「人間を中心とした新しい町づくり」のテーマをもった計画でなければなりません。

以上の見地から、大阪弁護士会は、被災者の人権の擁護と財産権の保護の視点を中心とし、被災者の直面する法律問題、社会的・経済的危機を救済するために緊急に措置を講じるべき事項と、都市計画において配慮されなければならない基本事項について、「被災者救済・都市復興のための緊急措置」の提案を行つものであります。

1 被災地の消費者、企業等の負担する債務について

(1) 被災地の個人や企業、とりわけ零細企業が今回の被災により債務の履行ができないときは、ライフライン（通常生活及び通常業務）が回復するまでの間、これを債務不履行とせず、遅延損害金や契約解除の原因とならない旨の立法措置をとるべきである。

また、法解釈として、この間の履行遅滞等については、信義誠実の原則、権利の濫用、事情変更の原則などの法理論に基づき、遅延損害金や契約解除の原因となる債務不履行に該当しない旨判断をして、被災者の

権利の保護をはかるべきである。

(2) またこの間の金利減免措置・利子補給措置も立法化すべきである。

2 被災者が災害時の苦境において行った法律行為の権利回復措置

例えば、今回施行される罹災都市借地借家臨時処理法により優先的借地権等が得られるに拘らず、被災者である借家人が金銭を必要とするあまり敷金、保証金の返還を求めようとして借家契約を解除した場合など、被災者が災害時の苦境において、損失を負担することになる法律行為を行ったときは、「クーリングオフ制度」のように、一定期間の間に従前の権利を回復することができるような措置をとるべきである。

また、法解釈上も、このような場合、被災者が従前の権利の回復を求める場合には、錯誤、事情変更の原則、信義誠実の原則、暴利行為などの法理論に基づき、被災者の権利回復を認めるべきである。

3 破産等の申立

債権者からの破産申立の場合、今回の震災を原因とする支払停止、支払不能、債務超過については一定期間破産宣告を猶予すべきである。

また、逆に被災者である債務者からの自己破産申立の場合、債務者の人権や今後の生活等を考慮して適正迅速な破産宣言を行い破産予納金の国庫支弁制度を活用すべきである。なお、個人の自己破産に際しては破産宣告後も、破産者において融資や銀行取引も可能となるような措置を講ずるべきである。

和議、会社更生の申立についても同様の処置がなされるべきである。

4 住宅ローン債務について買取機構の設立

今回の大震災による住宅の損壊により被災者は多額の住宅ローン債務を負担したまま財産を失うことになった。

被災者を自己破産の申立に追い込まないためには、被災者が希望する場合、この住宅ローンの対象となっている不動産とともに住宅ローン債務を引きとる機構を設立し、そこにおいて住宅ローン債務と対象不動産を引き

取るべきである。

この場合

① 残対象不動産の価格が住宅ローンより低い時

残住宅ローン債務の負担を被災者になるべく負わせない方向で、当該貸付金融機関と買取機構が一部負担する。

② 残対象不動産の価格が住宅ローンより高い時

買取機構が住宅ローン債務及び対象不動産を買い取り、余剰価値相当額を直ちに被災者に支払って、被災者の立ち直りを助ける。

5 マンション等の再建築

今回の震災により多くのマンション（区分所有建物）や集合賃貸住宅が損壊した。

① まずマンション等の住宅については被災者による再建を可能とするため、次の施策が不可欠である。

a 再建資金の公的貸付

マンションや一戸建住宅の再建には低利・長期の再建資金の貸付を行う。

b 区分所有法の見直し

建物の区分所有等に関する法律第61条8項の買取請求権の見直し、その他一部滅失や滅失に伴う復旧や建替に関する規定の見直しと立法措置を行う。

c 前述の買取機構を活用し、再建・復旧のための建物建設に参加できない被災者の権利保護と適正な買取代金の迅速な支払制度を確保するとともに再建を容易にする。

② 集合住宅については、罹災都市借地借家臨時処理法の借地権の優先的取得だけでは解決しない問題があり、公的貸付制度など借地権取得者の建物建築を可能とする対策、及び建物建築に参加できない被災者に対する適正な補償ができる公的対策を用意する。

〔資料2〕 阪神大震災被災者救済のための緊急提言

③ 罹災都市借地借家臨時処理法による土地所有者、借地人、借家人の行う建物建築についても、低利・長期の公的貸付を行う。

6 司法手続、行政手続等における各種期間や期日等の延長

被災者の権利が損なわれることのないよう司法、行政等において定められている各種期日や期間を、ライフラインの回復後の一定時期まで延長すべきである。

7 登記手続等に関する適切な取扱い

震災による権利証の紛失の場合の取扱い、商業登記手続や証明書の発行等について、被災者の権利を損なうことのないよう配慮し、また申請手続の期間等について配慮すべきである。

また、供託物の還付等について所定の書類を提出できないときにも、迅速な還付手続ができるよう配慮すべきである。

8 紛争解決に対する補助金の交付

今回の大震災により借地、借家、区分所有（マンション）建物再建、保険、各種契約履行に關し紛争が多発することが予想される。

財団法人法律扶助協会に対し、被災者の法律相談や被災者の人権および財産権保護のための各種紛争解決費用等に必要な額の国庫補助金の支給を要請する。なお、国庫補助については、あらかじめ細かく使途制限をすることなく、法律相談、調停、訴訟費用の扶助、法律相談マニュアルの作成等、財団法人法律扶助協会が行う被災者救済活動に有用に活用すべきである。

9 都市復興計画策定の際の被災者の権利保護

土地区画整理法による土地区画整理事業や都市再開発法にもとづく市街地再開発事業その他特別立法による復興計画の策定にあたっては、被災者の人権及び財産権の保護を基本的視点とし、換地、権利交換、補償等について充分な措置を考え、計画完了までの間、被災者が充分な日常生活を確保できる措置を取り入れるべきである。

また、新しい都市計画においては、機能性、経済性のみに重点を置くべきではなく、地域住民の快適な居住環境を保障し、同時に地域コミュニティ形成の目的をもった「人間を中心とした新しい町づくり」をテーマとして、立案・実施がなされるべきである。

都市復興計画においては、広く社会各層の意見を求めて、これを反映すべきであり、大阪弁護士会としては、これに積極的に協力する用意がある。

10 被災者の雇用確保

阪神大震災では、住居のみでなく、事業所も多数が倒壊、焼失した。被災者が個人事業者であったり、あるいは勤務先が大企業でない場合において、被災失業者、とりわけ住居と仕事を同時に失った多重被災者が多く発生している。

かかる被災者の救済は、単なる緊急救援措置のみでは不十分であり、今後収入を得て自立した生活を営めるように、被災失業者や働き手を失った家族に対する援助がなされなければならない。

そのためには、被災失業者等の雇用確保のための特別の方策が講じられるべきである。例えば、内定取消者の救済と同様に、被災地外の企業、経済団体等への協力を得ると共に、都市復興事業に関しては被災失業者の雇用を優先する等の特別措置の決定が早急になされるべきである。

11 被災者に対する生活保障

地震発生後半月を経過した現在においても、被災者の大部分は、食事、衛生、医療あらゆる生活面にわたって、極めて困窮した避難生活を余儀なくされ、憲法、「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」、「子どもの権利条約」等に定められた最も基本的な人権が確保されていない状況下にある。

被災者の人間らしい生活の回復、人権回復のために、政府、自治体及び関係機関における、被災者の住居の確保その他、一刻も早い救済措置が完遂されなければならない。

最後に、大阪弁護士会は、被災者救援のための日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会、単位弁護士会、会員弁護士はじめ関係機関が行った各種活動を通じてなされた成果を踏まえ、今後も積極的提言を行っていくものであります。

〔資料3〕

震度階級表

1 気象庁震度階級（1949）

階級	説明	参考事項
0	無感。人体に感じないで地震計に記録される程度。	吊り下げ物のわずかにゆれるのが目視されたり、カタカタと音がきこえても、体にゆれを感じなければ無感である。 *(0.8以下)
1	微震。静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震。	静かにしている場合にゆれをわずかに感じ、その時間も長くない。立っていては感じない場合が多い。 *(0.8~2.5)
2	軽震。大せいの人にも感ずる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる程度の地震。	吊り下げ物の動くのがわかり、立っていてもゆれをわずかに感じるが、動いている場合にはほとんど感じない。眠っていても目をさますことがある。 *(2.5~8)
3	弱震。家屋がゆれ、戸障子がガタガタと鳴動し、電燈のような吊り下げ物は相当ゆれ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震。	ちょっと驚くほどに感じ、眠っている人も目をさますが、戸外に飛び出すまでもないし、恐怖感はない。戸外にいる人もかなりの人に感じられるが、歩いている場合感じない人もいる。 *(8~25)
4	中震。家屋の動搖が激しく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震。	眠っている人は飛び起き、恐怖感を覚える。電柱・立木などのゆれるのがわかる。一般の家屋の瓦がずれることがあっても、まだ被害らしいものではない。軽い目まいを覚える。 *(25~80)
5	強震。壁に割れ目が入り、墓石・石どうろうが倒れたり、煙突・石垣などが破損する程度の地震。	立っていることはかなり難しい。一般家屋に軽微な被害が出はじめる。軟弱な地盤では割れたりくずれたりする。すわりの悪い家具は倒れる。 *(80~250)
6	烈震。家屋の倒壊は30%以下で、山くずれが起き、地割れを生じ、多くの人々が立っていることができない程度の地震。	歩行は難しく、はわないと動けない。 *(250~400)
7	激震。家屋の倒壊が30%以上に及び、山くずれ、地割れ、断層などを生じる。	* (400 以上)

*括弧内の数字は、ある条件の下に対応するおおよその加速度(gal, cm/s²)
地震・火山の事典・勝又謹編(東京堂出版から)

[資料5] 戦後のおもな大地震・津波

[資料5]

戦後のおもな大地震・津波

名 称	発生年月日	マグニチュード	震源・被害状況
南海地震	1946.12.21	8.0	潮岬沖。中部以西の日本各地に大被害。死者 1330, 不明 102, 家屋全壊 1万 1591。津波は静岡県から九州に至る海岸を襲い、四国沿岸で 4~6 m に達した。
福井地震	1948.6.28	7.1	福井平野。被害は福井平野と周辺にかぎられたが死者 3769, 家屋倒壊 3万 6184などを出した。
今市地震	1949.12.26	6.4	栃木県今市付近。死者 10, 住宅全壊 290, 半壊 2994。
十勝沖地震	1952.3.4	8.2	十勝沖。北海道南部, 東北北部に被害が広がった。死者 28, 不明 5, 家屋全壊 815。
大聖寺沖地震	1952.3.7	6.5	石川県西部沖。福井, 石川両県で死者 7, 家屋半壊 4 など。
吉野地震	1952.7.18	6.8	奈良県中部。死者 9, 住宅全壊 20。春日大社の石灯籠 650 が倒壊。
房総沖地震	1953.11.26	7.4	房総沖。伊豆諸島で道路亀裂, 八丈島で発電所の鉄管亀裂など。
チリ地震津波	1960.5.23	8.5	チリ沖。5月 24 日になって日本列島沿岸に津波が襲来。波高は三陸沿岸で 5~6 m, その他で 3~4 m。北海道南岸, 三陸沿岸, 志摩半島付近で被害が大きく, 死者・不明 142, 家屋全壊 1571, 半壊 2183, 流失 3259。
北美渡地震	1961.8.19	7.0	福井県北部。福井, 岐阜, 石川 3 県に被害。死者 8, 家屋全壊 12。
宮城県北部地震	1962.4.30	6.5	宮城県北部, 築館, 石越, 小牛田付近の径 40 km の範囲に被害が集中。死者 3, 住宅全壊 340。鉄道の被害が多かった。
越前岬沖地震	1963.3.27	6.9	福井県沖。敦賀, 小浜間に小被害があり。住宅全半壊 6。
新潟地震	1964.6.16	7.5	新潟県沖粟島付近。新潟, 秋田, 山形の各県に被害。死者 26, 家屋の全壊 1960, 半壊 6640。津波が日本海沿岸一帯を襲い, 新潟県沿岸で 4 m 以上に達した。新潟では石油タンクが震動で発火, 市内の橋が落ちたり, 鉄筋のアパートが傾いた。

[資料4]

震 度 観 測 資 料

1 各地の震度別有感地震回数 (1983~92 年の合計)

地名	震度	1	2	3	4	5	6	7	合計
稚内		10							10
根室		210	109	35	4				358
釧路		214	98	40	5	1			358
札幌		30	12	1					43
函館		62	10	5					77
秋田		78	37	14	2	1			132
盛岡		196	106	38	8	1			349
仙台		107	54	21	3				185
水戸		303	231	86	18				638
宇都宮		315	157	70	15				557
東京		250	110	59	13	2			434
横浜		250	117	40	10				372
新潟		43	6	3					52
金沢		20	2						22
名古屋		64	22	5	1				92
京都		65	37	12					114
大阪		41	19	4	1				65
神戸		31	7	2					40
広島		44	19	2	1				66
松江		15	8	6	1				30
高松		18	6	4					28
高知		37	18	9	2				66
福岡		24	12	3	1				40
長崎		66	21	9					96
宮崎		31	15	5	1	1			53
鹿児島		25	7	4	1				37
那覇		54	10	7					71
父島		108	52	12					172

地震・火山の事典・勝又謹編(東京堂出版)から

〔資料5〕 戦後のおもな大地震・津波

名称	発生年月日	マグニチュード	震源・被害状況
松代群発地震	1965.8.3～		長野県松代皆神山付近に始まり、須坂、篠ノ井、川中島などに広がった。1969年末までに松代で有感地震6万2821回、震度5が9回、4が50回。
えびの地震	1968.2.21	6.1	宮崎県えびの町(現市)。2時間ほど前にM5.7の前震、翌日にもM5.6余震があり、死者3、負傷42。建物の全壊368、半壊636。
日向灘地震	1968.4.1	7.5	日向灘。高知、愛媛で被害が多く、負傷15、住宅全壊1、半壊2。
十勝沖地震	1968.5.16	7.9	十勝沖。青森を中心に北海道南部、東北地方に被害。死者52、負傷330。建物全壊673、半壊3004。津波は三陸沿岸で3~5m、襟裳岬で3m。
八丈島東方沖地震	1972.12.4	7.2	八丈島近海。八丈島と青ヶ島で落石、土砂崩れなど。
根室半島沖地震	1973.6.17	7.4	根室半島南東沖。被害は根室に集中。負傷26、家屋全壊2。小津波がおき、波高は花咲で2.8m。
伊豆半島沖地震	1974.5.9	6.9	伊豆半島沖。伊豆半島南端に大きな被害。死者30、負傷102、住宅全壊134、半壊240。御前崎に最大波高22cmの津波。
伊豆大島近海地震	1978.1.14	7.0	伊豆大島近海。死者25、負傷211。家屋全壊96、半壊616。持越鉱山の鉱さい堆積場のえん堤が損壊、二次災害としてシアンを含む泥流が狩野川に流れ込んだ。
宮城県沖地震	1978.6.12	7.4	宮城県沖。被害は宮城県に多く、全体で死者28、負傷1325、住宅全壊1183、半壊5574。道路損壊888カ所。新興開発地に被害が集中。
浦河沖地震	1982.3.21	7.1	浦河沖。被害は浦河、静内に集中した。負傷167、建物全壊9、半壊16のほか鉄道軌道にも被害。
日本海中部地震	1983.5.26	7.7	秋田県沖。被害は秋田県で最も多く、青森、北海道がこれに次ぐ。日本全体で死者104(うち津波によるもの100)、負傷163(同104)。建物全壊934、半壊2115、流出52、船沈没255、船流出451、破損1187など。
長野県西部地震	1984.9.14	6.8	長野県西部。王滝村に大きな被害。死者29、負傷10、建物全壊・流出14、半壊73など。死者、建物流出は大規模な崖崩れと土石流によるもの。

名称	発生年月日	マグニチュード	震源・被害状況
千葉県東方沖地震	1987.12.17	6.7	千葉県東方沖。千葉県を中心に被害があり、死者2、負傷138、建物全壊10、一部破損6万余のほか、道路被害もかなりあった。
釧路沖地震	1993.1.15	7.8	釧路沖。震度6を釧路、八戸で記録。死者2、負傷967。
北海道南西沖地震	1993.7.12	7.8	北海道南西沖。最大21mに達する津波が奥尻島を襲い、青苗地区では680戸のうち約3分の1が津波で損壊、300戸以上が炎上した。奥尻島を中心に死者・行方不明者は230にのぼった。
北海道東方沖地震	1994.10.4	7.9	北海道東方沖。国後などの北方4島で大きな被害。釧路で震度6、北海道東部を中心に橋が落ちたり道路が陥没するなどの被害が出た。
三陸はるか沖地震	1994.12.28	7.5	三陸沖。東北、北海道を中心に被害。八戸で震度6、むつ、青森、盛岡で震度5を記録した。八戸市内でパチンコ店の天井が崩れ、2人が死亡。負傷者も300近くにのぼり、東北線を始めとした鉄道や道路などの交通網にも被害が広がった。
関東大震災(※)	1923.9.1	7.9	関東南部。東京で観測した最大振幅14~20cm。全体で死者・不明14万2千余。家屋全半壊25万4千余。焼失44万7千余。関東沿岸に津波が襲来し波高は熱海で12mに達した。

資料「理科年表」などによる
注:※は戦前
阪神大震災・朝日新聞社

〔資料 5〕

災害救助法等指定地域一覽表
阪神・淡路大震災被災地



[資料 7] 都市区画整理等指定地域一覧表

〔資料 7〕

都市区画整理等指定地域一覧表

市名	地区名	面積(ha)	町名	予定事業等
神戸市 東灘区	森南地区	約 19	森南町 1~3 丁目, 本山中町 1 丁目の一部	区画整理
灘区	六甲道駅周辺地区	約 28	深田町 4・5 丁目, 備後町 4・5 丁目, 桜口町 4・5 丁目, 森後町 3 丁目, 永手町 5 丁目, 六甲町 1~5 丁目, 稲原町 1・2 丁目と 3・4 丁目の一部, 銀杏町 1 丁目と 2 丁目の一部	区画整理 再開発
中央区	三宮地区	約 75	琴ノ緒町 5 丁目の一部, 布引町 4 丁目の一部, 豊井通 7・8 丁目, 小野柄通 7・8 丁目, 御幸通 7・8 丁目, 磯上通 7・8 丁目, 八幡通 3・4 丁目, 磯辺通 3・4 丁目, 浜辺通 5・6 丁目, 加納町 4 丁目の一部と 5・6 丁目, 北長狭通 1~3 丁目, 東町, 伊藤町, 江戸町, 京町, 浪花町, 播磨町, 明石町, 西町, 前町, 海岸通	地区計画 (高さ制限・ 壁面線の後退)
兵庫区	松本地区	約 9	大井通 1~3 丁目, 松本通 2~7 丁目	区画整理
長田区	御宿地区	約 10	御蔵通 3・5・6 丁目と 4 丁目の一部, 菅原通 3・4 丁目の一部	区画整理
	新長田駅周辺地区	約 92	戸崎通 3 丁目の一部, 西代通 4 丁目, 大道通 4・5 丁目, 御屋敷通 1~6 丁目, 川西通 4・5 丁目, 水笠通 1~6 丁目, 細田町 4~7 丁目, 神楽町 3~6 丁目, 松野通 1~4 丁目, 日吉町 1・2・5・6 丁目, 若松町 3~7・10・11 丁目, 海迎町 2・3 丁目, 大橋町 3~7・10 丁目, 野田町 4 丁目, 脇塚町 5・6 丁目, 久保町 5・6 丁目, 二葉町 5・6 丁目	区画整理 再開発
須磨区	須磨地区		戎町 1 丁目, 大田町 1 丁目, 寺田町 1・2 丁目, 大池町 1・2 丁目, 千歳町 1~4 丁目, 常盤町 1~4 丁目	
芦屋市	西部地区	約 22	清水町, 前田町, 津知町, 川西町	建築制限 区域
	中央地区	約 13	公光町, 大樹町, 茶屋之町	
淡路島	富島地区	約 21	北淡町(富島字岬, 字富島, 字大歲, 字大年, 字大年西浜, 字大年中浜, 字大年東浜, 字島脇, 字右左木ノ口, 字香川西, 字香川西中浜, 字香川山西浜, 字香川西東浜, 字小倉, 字小倉山, 字小倉浜)	建築制限 区域

(資料8) 関東大震災時の借地借家調停実績表

市名	地区名	面積(ha)	町名	予定事業等
宝塚市	壳布神社駅前	約1.6	壳布2丁目	市街地再開発事業
	仁川駅前	約1.6	仁川北2丁目の一部	市街地再開発事業
	花の道周辺地区	約0.9	栄町1丁目の一部	市街地再開発事業
西宮市	西宮北口駅北東地区	約36	北口町、高木西町の全域、高木東町11-11番地・15-19番地、長田町1番地の一部と3番地	建築制限区域・再開発
	香櫞駅北側森貝地区	約11	屋敷町全域、松下町5・7・9番地、弓場町7番地、川西町9・11番地	建築制限区域・再開発
尼崎・伊丹・川西・明石等6市9町			一定の範囲に建築制限をかけて都市計画を実施するのは難しい状況。→通常の土地整備方針	

[資料8]

関東大震災時の借地借家調停実績表

関東大震災における借地借家調停委員会臨時出張所設置後大正12年9月1日～11月30日の間に調停が成立した成績（大正13年1月20日法律新聞2208号10頁）

1 借家人と土地所有の家主間のバラック建設の争い

(1) 家主のバラック撤去要求又は建設異議

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 家主仮屋を買取り、更に借家人に貸付 | 99 |
| ② 家主仮屋を買取り、借家人は撤退 | 30 |
| ③ 借家人は撤退し、家主は移転料支払 | 29 |
| ④ 借家人は仮屋を撤去し、家主が建設貸付 | 72 |
| ⑤ 借家人短期間に仮屋撤去 | 163 |
| ⑥ 借家人は仮屋撤去、家主は他地に建設を有料承諾 | 12 |
| ⑦ 借家の建設を有料承諾、本建築迄 | 91 |
| ⑧ 借家人に短期間建設を承諾、家主追って建設貸付 | 18 |
| ⑨ 借家の仮屋一部変更 | 3 |
| ⑩ 借家の仮屋建設は一時有料承諾 | 86 |

(2) 借家人からバラック建設の承諾要求又は建設して貸付請求

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 家主敷地を賃貸 | 9 |
| ② 家主が仮屋建設、借家人に貸付 | 102 |
| ③ 家主が借家人建設の仮屋を買取り、借家人に貸付 | 21 |
| ④ 家主の他の建物を一時貸付 | 9 |
| ⑤ 借家の仮屋建設の有料承諾（定期迄） | 93 |
| ⑥ 借家の仮屋一時建設を無料承諾 | 14 |
| ⑦ 借家の仮屋一時建設承諾、家主は他に建設貸付 | 9 |
| ⑧ 借家の仮屋一時建設承諾、家主が必要あれば買収 | 1 |
| ⑨ 借家人は仮屋建設せず撤退 | 37 |

[資料 8] 関東大震災時の借地借家調停実績表

⑩ 借家人は仮屋建設せず撤退、家主は移転料支払	37
2 崩壊した家屋の争い	
(1) 借家の崩壊家屋の修繕請求	
① 借家人は家屋明渡、家主は造作買取り	4
② 家主が修繕	8
(2) 崩壊家屋の明渡請求	
① 借家人が明渡	
ア 有渡	3
イ 修繕中	5
ウ 家主が移転料交付	1
② 借家人が修繕、家賃値上げを承認	1
3 借家人と借地人である家主間のバラック建設の争い	
(1) 家主のバラック撤去要求又は建設異議	
① 家主は仮屋買取り、借家人は撤退	30
② 家主は仮屋買取り、更に借家人に貸付	64
③ 借家人の仮屋建設は一時有料承諾	208
④ 借家人仮屋一部撤去、一部建設は有料承諾	12
⑤ 借家人は仮屋撤退	59
⑥ 家主仮屋建設して貸付	31
⑦ 借家人の仮屋建設は一時無料承諾	22
⑧ 家主が借地権を譲渡	12
(2) 借家人のバラック建設承諾要求又は建設貸付請求	
① 家主が仮屋建設して貸付	35
② 借家人の材料買取り、家主が仮屋建設貸付	5
③ 借家人の仮屋一時建設を有料承諾	32
④ 借家人は仮屋を建設せず、家主は移転料支払	31
⑤ 借家人は仮屋建設せず	4

4 借家人と家主間の一般の争い	
(1) 家賃請求	
① 一時支払	8
② 分割支払	11
③ 一定期間内支払	1
(2) 家屋明渡請求	
① 引き続き質貸する	2
② 家主造作を買取り、借主退去す	3
③ 家屋を明渡	3
④ 家賃を値上げする	1
(3) 借家人から家賃値下げの要求	
① 協議調う	3
(4) 家主から焼跡の整理を要求	
① 焼財を収去	1
5 借家人と家主間の敷金・権利金をめぐる争い	
(1) 借家人の敷金の返還請求	
① 分割支払	196
② 即時支払	26
③ 一定期間内支払	32
(2) 借家人の敷金及び権利金の返還請求	
① 敷金及び権利金の一時返還	16
6 家屋の売主と買主間の争い	
(1) 売主バラック建設を拒否しないとの要求	
① 売買を解除	2
(2) 売主バラック建設異議	
① 仮屋を撤退	1
7 地主と借地人との争い	

(1) 借家人の借地権の承認要求	
① 一部返還、一部借地権を承認	27
② 借地権承認、仮屋建設を承認	52
③ 借地人の一時仮屋建設を承認	34
④ 借地権放棄又は譲渡	20
(2) 地主の地所の明渡請求	
① 借地人が地所明渡しを承諾	16
② 借地一時返還し、賃料減額	1
③ 借地権承認	7
④ 境界線確定	5
(3) 借地境界の争。地主から土地発掘禁止の請求	
① 原状に復す	2
合計件数	1,917

出典：商事法務研究会・大規模地震と経済災害・195頁以下から引用

〔資料9〕

文献一覧表

ここに挙げた文献は、地震に直接関連する論文、判例批評・解説を主として挙げている。したがって、基本的な教科書、コメントナル、実務的な法律相談シリーズなどの文献は省いている。

地震関連論文

地震災害と取引（1）—災害私法確立への試み

栗田哲男, NBL377 (19~25頁)

地震災害と取引（2）—災害私法確立への試み

栗田哲男, NBL384 (44~49頁)

地震災害と取引（3）—災害私法確立への試み

栗田哲男, NBL409 (32~39頁)

地震災害と取引（4完）—災害私法確立への試み

栗田哲男, NBL411 (39~42頁)

地震被害にお手上げの分譲マンション—地震と住宅と法律

栗田哲男, エコノミスト64-50 (82~87頁)

新潟地震・実態調査レポート（1）(特集 災害と法)

五十嵐 清, 法律時報56-5 (65~67頁)

東海地震対策（上）(災害と法 実態調査レポート5)

沢井 裕, 法律時報56-9 (93~96頁)

東海地震対策（2）(災害と法 実態調査レポート6)

沢井 裕, 法律時報56-10 (110~113頁)

宮城県沖地震 (災害と法 実態調査レポート4)

幾代 通, 法律時報56-8 (86~89頁)

静岡ガス爆発

谷口知平, 法律時報56-6 (113~116頁)

工作物責任論

五十嵐, 法律時報49-4 (88頁)

工作物責任論

中井, 現代損害賠償法講座6 (156頁)

道路の設置・管理の瑕疵について

國井, 判例タイムズ425 (9頁)

大規模地震と経済災害

都市防災研究所・商事法務研究会共編 (1986)

電気通信事故と損害賠償の課題(上)(下)

松本恒雄, 法律時報58-6 (84頁), 58.7 (85頁)

情報事故の損害賠償

松本恒雄, 法とコンピュータ4 (20頁)

拡張担保特約条項特約規定及び料率表: 地震・風水災・騒じょう・労働争議・

航空機・車両及び落雷危険負担

損害保険料率算定会, 1964

災害と予防法学

志津田氏治, 季刊経営と法律47 (4~5頁)

地震保険関係

地震災害と労働者災害補償保険<今週の評論>

坂本重雄, 週刊社会保障39-1332 (40~41頁)

保険の現代的課題【1】地震災害と保険

鈴木辰紀, 成文堂 (1983.5)

現代の保険事業—企業規制の論理

【9】地震と保険者の責任—自然災害総合保険構想

吉川吉衛, 同文館出版 (1992.7)

損害保険判例百選54 地震免責条項の解釈 (東京地判昭45. 6.22)

岩崎 稜, 別冊ジュリスト70.116頁

地震損害と保険

岩崎 稜, 現代損害賠償法講座(8) (53頁)

「自然災害と保険」法律時報臨時増刊『現代と災害』(昭和52.3)

岩崎 稜 (67頁)

火災保険約款における地震免責条項の解釈

石田 満, 保険契約法の基本問題 (181頁)

火災保険普通保険約款および組立保険普通保険約款における地震免責条項の解釈—火元の火災が地震に因って生じたものであることを要する

石田 満, ジュリスト529 (134~137頁)

商法(保険・海商)判例百選(保険法)3, 普通火災保険約款中の地震免責条項の解釈 (東京地判昭45. 6.22)

石田 満, 別冊ジュリスト55 (212~213頁)

地震免責約款の解釈

野津 努, 損害保険研究34-3 (1頁)

地震火災の二つの判例

野津 努, 損害保険事業研究所創立40周年記念論集 (35頁)

注釈火災保険普通保険約款

田辺・石田・棚田・戸山 (141頁)

横浜市地震対策条例 (昭和50. 3.31 横浜市条例第25号)

新条例百選(ジュリスト増刊) 北村喜宣 (170~171頁)

地震保険のすべて

日本損害保険協会監修, 保険毎日新聞社 (1980)

地震関連判例

地震によるブロック塀の倒壊と土地工作物責任 (仙台地判昭和56. 5. 8)

<昭和56年度民事主要判例解説>

國井和郎, 判例タイムズ472.117頁

地震により倒壊したブロック塀の設置・保存の瑕疵 (仙台地判昭和56. 5. 8)

<民事判例研究> 目崎哲久, 法律時報54-4 (131~135頁)

宮城県沖地震により倒壊したブロック塀の下敷による死亡事故につき, 右ブロック塀の所有者に右塀の設置・保存の瑕疵が認められないとして, 損害賠償責任を否定した事例—宮城県沖地震損害賠償事件第一審判決 (仙台地判昭和

56. 5. 8)

五十嵐 清, 判例評論275〔判例時報1020〕195頁以下

緑ヶ丘地震損害賠償請求訴訟第一審判決（仙台地判平4. 4. 8）

＜判例紹介＞建設省河川局水政課, 河川550 (96~98頁)

地震の被災会社が企業再建を理由とした整理解雇につき, その対象者選定
が著しく客觀性を欠くとして無効とした事例—北越製紙整理解雇事件第一審
判決（新潟地判昭44.10. 7）

労働関係民事裁判判例集20- 5 - 1257頁

地震発生後約5時間を経過して起こった甲工場の火災に随伴して生じた乙工場
の延焼火災による損害について, 保険約款中の地震免責条項による免責を認
めた事例—保険金請求・保険金請求併合事件（東地判昭45. 6. 22）

下級裁判所民事裁判例集21- 5 ・ 6 合併号- 864頁

関東大震災の際に海面下の地盤が隆起して新たに形成された土地であると認め
られた事例—土地所有権移転登記請求事件（東地判昭56. 7. 23）

判例タイムズ465- 134頁

建物の損壊が宅地造成工事の計画ないしは施行に過失があったことに基づくも
のであるとして, 土地開発公社に対して損害賠償を求めた請求が, 同土地開
発公社と右宅地造成工事をした公社とが別法人であり, 前者が後者の債務を
引き継いだこともないとして棄却された事例—建物損壊損害賠償請求事件
(秋田地判昭60.12.06)

判例地方自治26- 32頁

編集後記

- ・「本書をご利用いただく方々へ」で述べたように, 本書は, 本来被災者から地震に関する法律相談を受ける担当弁護士向けのマニュアルとして出発しています。近弁連では, 2月1日に5000部を印刷して会員及び被災地の市町村その他の公共団体に無償でお送りしました。
- ・企画から発行まで僅か9日間で完成した115頁の小冊子でしたが, 幸いにして好意的に迎えられたようです。しかし, 1月下旬から被災地で実際にご相談を受けると, 単なる民事法レベルの相談ですむ事案はほとんどなく, 全般的な生活相談でした。被災者のご相談は, 法律家はわれわれに何をしてくれるのかという訴えです。
- ・マニュアルの編集に携わりながら, 現行法だけでは現地の悲惨な現状を解決することはできないという, どうしようもない焦燥感に打ちのめされています。また, 罹災都市借地借家臨時処理法や新しい復興特別法が制定されましたが, 今までの1ヵ月間の知識としての相談が, 今後はいかに対応すべきかという具体的なものに質的変化し, 多くの紛争が顕在化していくことでしょう。
- ・そういう意味で, このQ&Aが, 少しでもお役に立てれば望外の喜びです。同時に, 本書のようなQ&Aが, 二度と利用されることがないように祈らずにはおれません。
- ・最後に, 本書の発行を示唆された近弁連理事者の先見の明に敬意を表するとともに, すべてボランティアで執筆と編集に携わっていた会員諸氏と献身的に作業を補助していただいた各法律事務所